

短期入所生活介護 介護老人福祉施設早蕨 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さわらび会が開設する介護老人福祉施設早蕨（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく短期入所生活介護サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の短期入所生活介護従業者（以下「介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護員等は、要介護状態等となった場合においても、その入所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者の心身の機能の維持並びに入所者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- 2 事業所は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って短期入所生活介護サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等を目的として、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人福祉施設 早蕨
- 二 所在地 高知市五台山 3780 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも生活相談員の業務に当たるものとする。
- 二 医師 2名（介護老人福祉施設と兼務）
医師は、短期入所生活介護入所者に対し医療に関する処置や指導及び健康管理に当たるものとする。
- 三 生活相談員 1名（介護老人福祉施設と兼務）
生活相談員は、短期入所生活介護入所者の生活に関する相談、助言及び入退所の業務に当たる。
- 四 看護職員 1名（介護老人福祉施設と兼務）
看護職員は、短期入所生活介護入所者の健康管理及び介護の提供に当たる。
- 五 介護職員 2名以上（介護老人福祉施設と兼務）
介護職員は、短期入所生活介護入所者の介護の提供に当たる。
- 六 栄養士 1名（介護老人福祉施設と兼務）
栄養士は、短期入所生活介護入所者の食事の提供及び栄養指導に当たる。
- 七 機能訓練指導員 1名（介護老人福祉施設と兼務）

機能訓練指導員は、短期入所生活介護入所者の機能回復訓練及び介護の提供に当たる。

八 調理員 1名（介護老人福祉施設と兼務）

調理員は、短期入所生活介護入所者の食事の提供に当たる。

九 事務員 1名（他の事業の事務と兼務）

必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 短期入所生活介護の利用定員は10人とする。

ただし、空床利用分は上記の利用定員には含まない。

（短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

一 短期入所生活介護の利用回数は、厚生労働大臣が定めた期間とする。

二 入所者の心身の状況や入所者又は家族の希望、環境等を踏まえて作成した介護計画に基づき、介護員等は入所者の食事、入浴、排泄等日常生活全般の介護を行う。

三 利用期間中は、施設内の行事に積極的に参加してもらい、楽しく生きがいのある生活を送ってもらう。

2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入所者から費用の支払いを受けることができる。

一 送迎に関する費用 厚生労働大臣の定める基準による

二 食事の提供に要する費用

三 居住に要する費用

四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 薬代

七 おやつ代

3 前項に掲げるもののほか、本事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域は、高知市、南国市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 事業の実施に当たって、入所者及びその家族はいかなる理由により短期入所を利用するのか事前に事業所に申し出なければならない。

2 入所者は、サービスの利用に際しては、伝染性疾患等及び健康上留意事項がある場合は事前に届けなければならない。

3 事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

(緊急時における対応方法)

第9条 短期入所生活介護利用中に入所者の状態に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに家族に連絡し、協議の上主治医またはあらかじめ事業者が指定した協力医療機関への受診等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

(事故発生防止の取組)

第10条 事業所は、事故の発生防止又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 事故発生防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- 二 事故発生防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、事故発生防止のための研修会を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第11条 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族、介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 3 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は非常災害における対策として、当法人の消防計画を基に定期的避難、救出その他必要な訓練を実施する。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待防止の取組)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（入所者の家族又は現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束廃止の取組)

第14条 事業所は、施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - 一 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - 二 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。
 - 三 利用者又はその家族等に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(衛生管理等)

第 15 条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

(感染予防の取組)

第 16 条 事業所は、入所者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修等を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 2 回
- 2 介護員等は、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持する。
- 3 介護員等であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的な関係（上司、利用者、家族等）を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するためのハラスメント防止規程等の必要な措置を講じる。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人さわらび会と事業所の管理者との協議について定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

1. この改正は、平成 15 年 9 月 1 日より施行する。
2. この改正は、平成 15 年 12 月 1 日より施行する。
3. この改正は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
4. この改正は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
5. この改正は、平成 19 年 12 月 26 日より施行する。
6. この改正は、平成 21 年 3 月 1 日より施行する。
7. この改正は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
8. この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
9. この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。